様式５（第１５条関係）

認定しない旨の通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登別市長　　　　　　　　印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

　なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、登別市（代表者 登別市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

１　申請年月日

２　申請者の住所

３　申請に係る住宅の位置

４　理由